の物品等の質の向上及び供給の円滑化に資するものであることに鑑み、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱うものとする。

3．障害者就労施設等に対する国等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

国等は、透明性の向上及び公正な競争の確保に留意しつつ、障害者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供を促進するため、次の措置を講ずるものとする。

①　一般競争契約等による調達に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障害者就労施設等に提供するよう努めるものとする。

②　調達計画の策定が可能な物品等の調達については、当該計画を積極的に定め、障害者就労施設等に提供するよう努めるものとする。

③　物品等の調達に際しては、障害者就労施設等の入札等が円滑に行われるよう、必要に応じ障害者就労施設等に対して規格等必要な事項について懇切丁寧に説明するよう努めるものとする。

4．その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

⑴　調達の推進体制の在り方

国等においては、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制には各機関の全ての内部組織が参画することとし、特に、会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

⑵　調達方針の作成における留意事項

①　適用範囲

調達方針は原則として、各機関の全ての内部組織に適用するものとする。ただし、一律に物品等の調達を推進することが困難である場合においては、個別に調達方針を作成するものとする。

②　目標設定

調達方針の目標設定に当たっては、物品及び役務の種別ごとに、調達実績額が前年度を上回ることを目標とするなど、障害者就労施設等からの物品等の調達が着実に推進されるよう設定するものとする。

⑶　調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

①　各省各庁及び独立行政法人等における対応

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を公表する際は、できる限り分かりやすい形で公表するように努めるものとする。

②　厚生労働省における対応

厚生労働大臣は、法第７条第１項の規定に基づき、各省各庁の長及び独立行政法人等の長から通知された障害者就労施設等からの物品等の調達（共同受注窓口との契約による調達を含む。以下この項において同じ。）の実績の概要を取りまとめ、国等における障害者就労施設等からの物品等の全体の調達額、物品及び役務ごとの調達額並びに主な調達品目を公表するものとする。

また、厚生労働大臣は、地方公共団体等における障害者就労施設等からの物品等の調達の実績について、都道府県の協力を得て、国等の概要に準じて取りまとめ、公表するものとする。

⑷　公契約における障害者の就業を促進するための措置等

法第10条の規定に基づき、国等は、公契約について、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

具体的な措置については、同条に例示するもののほか、例えば、以下に掲げるものが挙げられる。

①　競争に参加するものに対して、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第１項に規定する法定雇用障害者数（以下単に「法定雇用障害者数」という。）以上の障害者を雇用している事業主であるか又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者であるかについて申告を行わせ、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していない事業主又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していない者に対して適切な機関を教示する等障害者の就業の促進に関して理解を求めること。

②　随意契約において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の６の規定に基づき、２人以上の者から見積書を徴する場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を１人以上含めて徴するよう努めること。

③　随意契約において、見積書を徴することを省略する場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を優先して契約の相手方とするよう努めること。

⑸　関係省庁等連絡会議の設置

障害者就労施設等からの物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討等を行う関係省庁等連絡会議を設置する。

⑹　本基本方針の見直し

国は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本基本方針の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

その際、国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の円滑な実施に資するよう、厚生労働大臣は、本基本方針の見直しに係る検討の段階から、各省各庁の長、独立行政法人等の長及び地方公共団体等の長に対し、検討の対象となる事項に係る情報を提供するものとする。各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、検討の結果、本基本方針が見直されることとなった場合に必要な措置を円滑に講ずることができるよう、厚生労働大臣から提供を受けた情報を活用しつつ、あらかじめ、現状把握等必要な準備を行うよう努めるものとする。

⑺　厚生労働大臣及び内閣総理大臣の要請

各省各庁の長等（法第５条第３項に規定する各省各庁の長等をいう。）は、法第８条の規定に基づく厚生労働大臣又は内閣総理大臣からの要請があった場合には、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対し、対応等について報告するものとする。

○農林水産省告示第千四百二十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成二十四年九月二十四日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所

有効期間が平成27年９月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第48271号	液状複合肥料	光有機入り尿素液体複合肥料１号	昭光通商アグリ株式会社	東京都港区芝公園二丁目４番１号
生第53873号	化成肥料	有機入り化成肥料ライオン400号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第53879号	化成肥料	苦土入りクラウン有機入り化成888号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第53901号	液状複合肥料	サンピ383（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	大塚アグリテクノ株式会社	東京都千代田区神田司町二丁目２番地
生第64716号	化成肥料	ななえ有機入り化成088号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第64717号	化成肥料	燐安有機入り高度化成ビタプラス244号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第64722号	化成肥料	ななえ有機入り化成888号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第64763号	副産りん酸肥料	28.0沈でんりん酸肥料	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第68872号	化成肥料	硫加燐安12号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地